

かながわ木づかい運動

林業は、<伐採>→<植林>→<育林(下刈、枝打、間伐等)>→<伐採>→…の繰り返しです。森林は、この循環を維持することにより健全な状態が保たれます。県では、このような循環の中から生み出された木材を、県民の皆さんに積極的に利用していただく「かながわ木づかい運動」を推進し、森林の持続的な保全を目指しています。地元神奈川の木を積極的に使い、県民共通の財産である神奈川の森林を育てていきましょう。



加工・流通対策



かながわ県産木材産地認証制度

県産木材の利用促進と安定的な供給のため、神奈川地域で生産する木材を認証します。



かながわブランド県産木材品質認証制度

神奈川県で産出された木材のうち、一定の基準を満たした木材を「かながわブランド県産木材」として認証し、品質の確かな木材を供給する制度です。

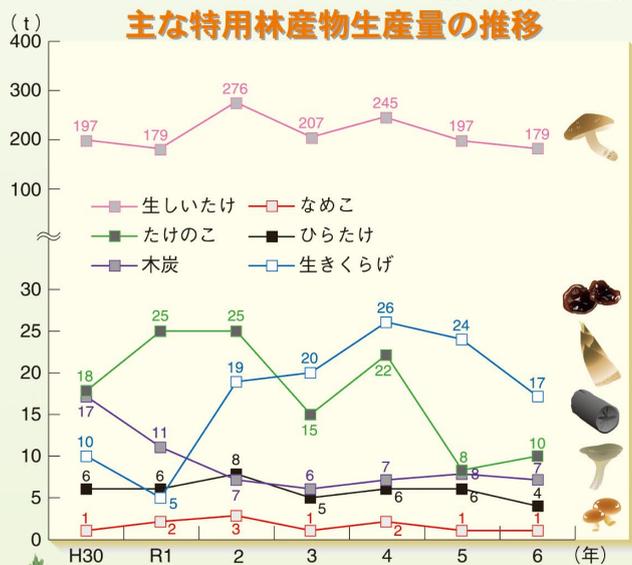
消費対策



「ともに生きる」木づかい連携事業

新庁舎1階での木づかい展示

林産物



森林組合

R6.3.31現在

区分	組合数	組合員数	組合員所有森林面積
森林組合	10	7,359人	35,177ha
生産森林組合	54	4,705人	3,469ha

造林と保育

造林は、林地に苗木を植え付ける作業です。活力ある森林は、造林後の積極的な保育によりつくられます。施業のうち下刈・除間伐は、雑草木や形質・成長の悪い植栽木等を除去する作業です。枝打ちは、節の無い優良な木材を生産するのに欠かせない作業です。このように適切な森林の整備をすすめていくことで、様々な公益的機能が発揮され、健全な森林がつくられます。



林業労働力

